

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助(地方公共団体による補助制度の整備が必要)

住宅

耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

個別支援

補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる住宅

マンションを含む全ての住宅を対象

■ 交付率

建物の種類	交付率
マンション	国と地方で1/3
その他	国と地方で23%

■ その他

- 耐震改修の補助限度額(国+地方):
 - ✓ 戸建住宅:83.8万円/戸
(多雪区域の場合:100.4万円/戸)
 - ✓ マンション:補助対象単価(50,200円/㎡[※])
×床面積×交付率
- ※倒壊の危険性が高いマンション:55,200円/㎡
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

パッケージ支援(総合支援メニュー)

■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費(密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む)を合算した額
(建替えは改修工事費用相当額に対して助成)

■ 交付額(ただし、補助対象工事費の8割を限度)

耐震改修の種類別	交付額 (国と地方で定額)
密集市街地等 (防火改修含む)	150万円
多雪区域	120万円
その他	100万円

■ 対象となる市区町村

以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。

- ① 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組
- ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
- ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

建築物

耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる建築物

- 多数の者が利用する建築物
 - ・商業施設、ホテル・旅館、事務所、飲食店、幼稚園、保育所(公立を除く)、工場等
 - ・3階建て&1,000㎡(幼稚園、保育所にあつては500㎡)以上等
- 避難所等

■ 交付率

建物の種類	交付率
避難所等	国と地方で2/3
その他	国と地方で23%

■ その他

- 耐震改修の補助限度額(国+地方):
 - ✓ 建築物:補助対象単価(51,200円/㎡[※])
×床面積×交付率
- ※倒壊の危険性が高い建築物:56,300円/㎡
- 建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援する「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」を創設。

令和3年度当初予算

建築物耐震対策緊急促進事業

災害時拠点強靱化緊急促進事業

一時避難場所整備緊急促進事業

目的

大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保

地震時の帰宅困難者等への対応

水害時の避難者への対応

対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等

地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等

地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等

補助対象等

耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等に対する支援



制振ダンパー

帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援



防災備蓄倉庫

避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の嵩上げ含む）、止水板等の整備に対する支援



電気設備の設置場所の嵩上げ

補助率

民間事業者の場合 国1/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/3 等

民間事業者の場合 国2/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/2

民間事業者の場合 国2/3、地方1/3
地方公共団体の場合 国1/2

事業期間

令和3年度～令和5年度

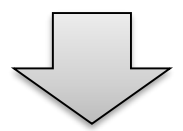
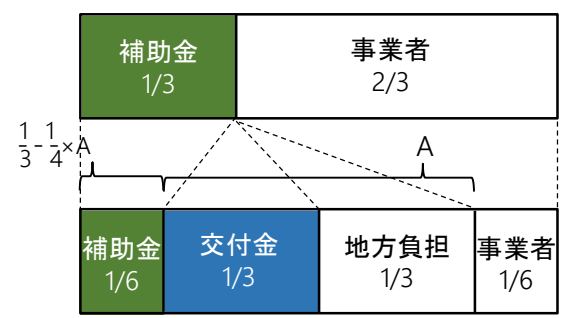
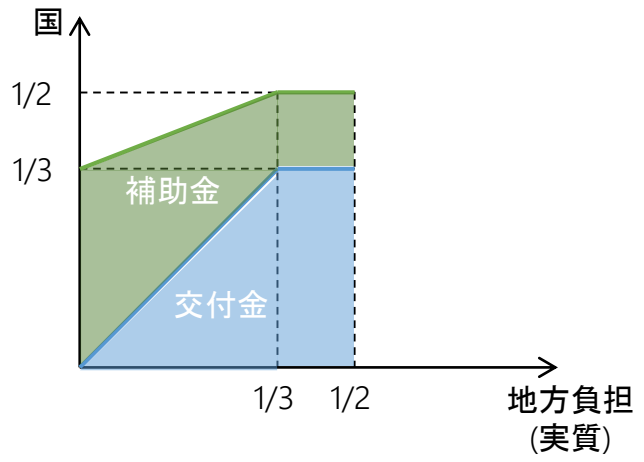
令和3年度～令和5年度

令和3年度～令和5年度

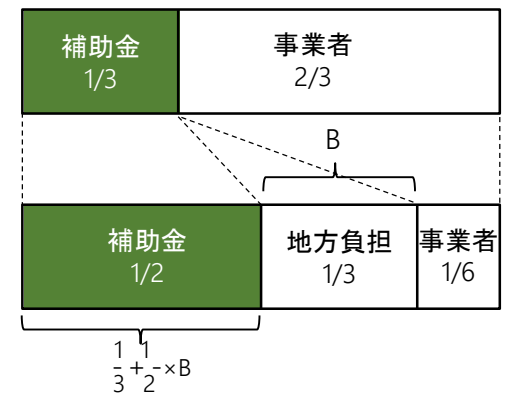
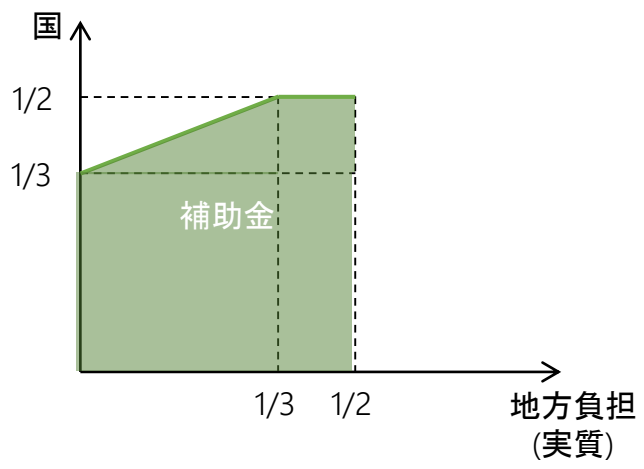
要緊急安全確認大規模建築物に対する支援の枠組み①(令和2年度と令和3年度の比較) 国土交通省

対象建物：改正耐震改修促進法により、耐震診断義務付け対象となる民間の不特定多数利用大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）

○補強設計
〈改正前〉



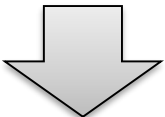
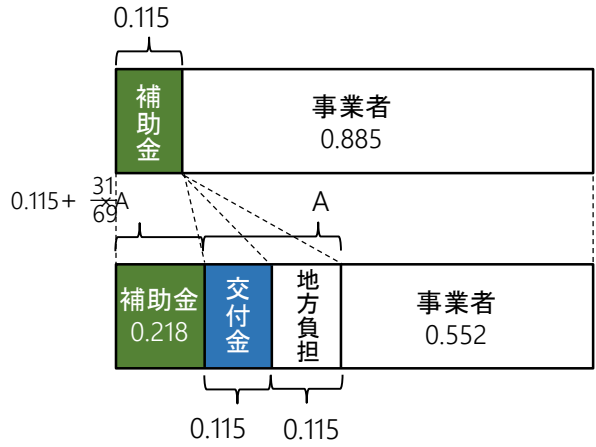
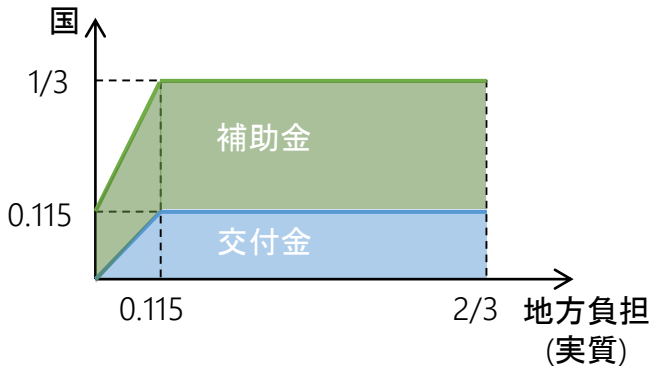
〈改正後〉



対象建物：改正耐震改修促進法により、耐震診断義務付け対象となる民間の不特定多数利用大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）

○耐震改修

〈改正前〉



〈改正後〉

